

令和4年2月14日

## 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会の書面開催について

標記について、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に基づき、下記のとおり書面により協議会を開催することになりましたので、京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱第5条第16項の規定に基づき公表します。

なお、新たに協議会の構成員として参画をご希望の方は、2月22日（火）までに下記の問い合わせ先までお申し出ください。

以上

### 記

- |                |                                     |
|----------------|-------------------------------------|
| 1. 書面による協議会開始日 | 令和4年2月25日（金）                        |
| 2. 協議内容        | 京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱の一部改正について  |
| 3. 報告事項        | 京浜交通圏における特定地域の指定に係る意向調査の取りまとめ結果について |

### 【問い合わせ先】

京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 事務局

（一般社団法人 神奈川県タクシー協会）

三上・熱海・久保田

電話 045（241）3577

FAX 045（241）3581